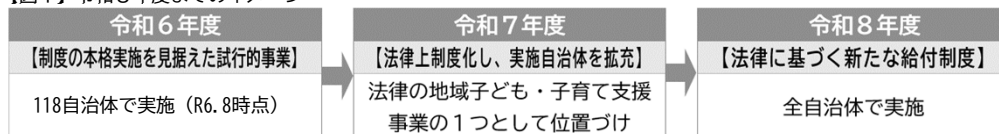


こども誰でも通園制度とは

1 制度創設の背景と今後の見通し

- こども未来戦略の加速化プランが令和5年12月22日に閣議決定されました。このプランを実行するために、令和6年6月に児童福祉法等の一部が改正されました。
- この法改正において、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを通園できるようにする「こども誰でも通園制度」が新たに設けられました。この制度は、令和7年度には児童福祉法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは全国の自治体で実施されます。
- 札幌市では、令和6年度からこの制度を試行的に実施しており、令和7年度も引き続き行う予定です。そして、令和8年度からの本格実施に向けて、現在検証を進めています。

【図1】令和8年度までのイメージ



※令和5年度以前は「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」として実施

2 制度の概要（令和6年度時点）

【児童福祉法上の定義】

乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

1 対象児童

生後6か月から満2歳までの未就園児（保育所等に通っていない児童）

※令和7年度の対象児童は市内約1万人を見込む

【図2】対象児童のイメージ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号認定）						小学校
就労要件なし	こども誰でも通園制度			幼稚園等（1号認定）			

2 実施場所

保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園・児童発達支援センター等

3 利用時間

児童1人あたり月10時間まで

4 利用料金

1時間あたり300円（生活保護・非課税世帯減免有）を保護者が実施場所に支払う

5 補助単価等

児童1人あたり1時間850円（障がい児加算等あり）を札幌市が実施場所に支払う

3 期待される効果と試行的事業利用者等の「声」



子どもの育ち応援

同世代の子どもとの関わりを経験し成長発達に資する機会を提供する。

はじめのうちは泣いて3時間の利用が終わる子だったが、回数を重ねるごとに徐々に慣れてきて、今では在園児との関わりをもってすごしている。



不安・孤立感解消

保護者が育児の悩みを保育士等に相談する。親同士が繋がる。

言葉の出が遅いという悩みがあった子が、集団生活を通じて少しずつ言葉が増えてきた様子があり、利用してよかったと保護者に喜ばれた。



育児負担の軽減

子どもを預け自分の時間を作ることで用事を済ます、気分転換。

少しの時間でも自分の時間を作ることが大切だと知った。利用したことで気持ちに余裕ができて子どもにいつもより優しくなった。

通常の教育・保育とは異なり毎日の利用ではないものの、定期的（継続的）な利用により、子どもの成長発達にも良い傾向が確認されています。

また、既存の一時預かり事業との関連性は次のように表れており、保護者のニーズに応じ、時には組み合わせることで、より充実した子育て支援に繋がると考えのもと制度周知を図っていきます。

一時預かり事業

保護者に利用する理由（就労や通院、リフレッシュ等）を問うもので、保護者が「預ける理由があるとき」に利用。

→「預ける※」制度

※通常の教育保育と同様に子どもの成長発達のための関わりが実施され、当事業も「子どもの育ち応援」に寄与

こども誰でも通園制度

保護者に利用する理由（就労要件）を問わないもので、子どもに「成長発達の機会を与えるため」に利用。また、定期的に通うことで、子どもが保育者や同年代との子どもとの関係性を構築し、徐々に利用する場所に慣れる。

→「通園させる」制度

【保護者】

子どもが園での生活を気に入ったので、もっと利用させたいと思い、月10時間（ひと月の上限時間）を超える分は、一時預かりに切り替えて利用しています。



【保護者】

誰でも通園制度を使ってみて、その園で一時預かりもやっていることを知り、長時間預けたい日は一時預かり事業を使うなど、利用する時間数によって使い分けて利用しています。

【施設長】

すでに一時預かりを定期的に利用しているご家庭があったので、お財布に優しい誰でも通園制度をおすすめしました。

※一時預かり：日額2,000～2,700円、誰でも通園：300円/時間



議題1 認可・確認部会の審議・議決事項の追加について



- 国は、全ての子ども・子育て家庭への支援の拡充のため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）を創設しました。※令和6年改正法第4条の規定により児童福祉法の一部改正（以下「改正法」）
- 令和7年度から「こども誰でも通園制度」を実施する市町村においては、同事業に係る設備及び運営の基準（以下「認可基準」）を条例で定める必要があります。※令和7年第1回定例市議会にて関係条例の改正案を提出予定
- 改正法では、市町村による認可を得ることにより、国、都道府県及び市町村以外の者が事業を実施できるとされています。また、市町村が認可をしようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議に意見を聴くこととされており、この点が札幌市子ども・子育て会議条例で定める所掌事務（条例第2条第1項第1号及び第3号）に該当します。

審議いただきたい事項

子ども・子育て会議に意見を聴くこととされている事項等について、札幌市は、より専門的な見地から御意見をいただくことを目的として「認可・確認部会」における審議をお願いしたいと考えています。つきましては、次の3つの項目を「認可・確認部会」における審議・議決事項に追加することについて審議をお願いします。

1

札幌市が乳児等通園支援事業の認可を行うに当たって意見を述べること（**今年度以降**）

認可を行う計画（事業を実施する場所が認可基準を満たしていること等）についての審議、意見聴取等を行います。

札幌市子ども・子育て会議での審議なし

保育所等の認可に係る意見聴取と同様に、認可・確認部会での決議を札幌市子ども・子育て会議の決議としたいと考えています。

2

札幌市が乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること（**今年度以降**）

乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で定める基準（部屋面積や保育士配置などの基準等）についての審議、意見聴取等を行います。

札幌市子ども・子育て会議での審議あり

子ども・子育て会議における意見聴取は法令に義務付けられていませんが、既に保育所などの設備及び運営の基準等を定めるにあたって実施していることを勘案して、当事業でも子ども・子育て会議で御意見をいただき、適切な基準を定めたいと考えています。

→ 議題2（今回は部会審議を行わず、子ども・子育て会議のみで審議）

3

札幌市が乳児等支援給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること（**来年度以降**）

乳児等支援給付を支給される事業者の運営について、条例で定める基準についての審議、意見聴取等を行います。

議題1 認可・確認部会の審議・議決事項の追加について



【関係スケジュール】

令和6年度

- ・本格実施を見据えた試行的事業（市内15施設）
 - ・ R7～11年度までの量見込みと確保方策（11月：第3回会議）
 - ・ 認可基準を定めるにあたっての意見聴取（1月：今回会議）
 - ・ 認可基準の条例制定（2月：第1回定例会市議会）
 - ・ 認可を行うにあたっての意見聴取（3月：認可確認部会を想定）
 - ・ 札幌市による認可行為（3月末を予定）

令和7年度

- ・ 児童福祉法に基づく事業
 - ・ 令和8年度向け条例改正
 - ・ 運営基準を定めるにあたっての意見聴取（時期未定）
 - ・ 認可確認を行うにあたっての意見聴取（時期未定：認可確認部会を想定）

※認可の意見聴取を随時行う場合があります。

令和8年度以降

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく給付制度

【参考1】認可・確認部会の審議事項（改正案）

- 1 札幌市が子ども・子育て支援法に基づく確認を行うに当たって意見を述べること。（※）
- 2 札幌市が幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うに当たって意見を述べること。（※）
- 3 札幌市が認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- 4 札幌市が保育所及び地域型保育事業の認可を行うに当たって意見を述べること。（※）
- 5 札幌市が保育所の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- 6 札幌市が地域型保育事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- 7 札幌市が施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。
- 8 札幌市が児童福祉施設（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園に限る）の整備計画の承認を行うに当たって意見を述べること。（※）
- 9 札幌市が児童福祉施設（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園に限る）の事業の停止等を行うに当たって意見を述べること。

（新設）10 札幌市が乳児等通園支援事業の認可を行うに当たって意見を述べること。（※）

（新設）11 札幌市が乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

（新設）12 札幌市が乳児等支援給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

（※）部会の決議が子ども・子育て会議の決議となります。

【参考2】札幌市子ども・子育て会議条例（平成25年6月12日条例第21号）※今回改正無し

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行う。

（1）支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。→【参考3】

（3）児童福祉法第8条第1項本文及び第3項に規定する事項を調査審議すること。→【参考4】

議題1 認可・確認部会の審議・議決事項の追加について



【参考3】子ども・子育て支援法（令和8年4月1日施行）

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。
- 四 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 五 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2から5（略）

（特定乳児等通園支援事業者の確認）【新設】

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【参考4】児童福祉法（令和7年4月1日施行）

第八条 第九項、第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

- 2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- 3 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

4から9（略）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3（略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5から7（略）

議題2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る設備及び運営の基準について



- 「こども誰でも通園制度」を実施する市町村においては、同事業に係る認可基準を条例で定める必要があります。
- 認可基準を定めるにあたっては、子ども・子育て会議における意見聴取は法令に義務付けられていませんが、既に保育所などの設備及び運営の基準等を定めるにあたって実施していることを勘案して、当事業でも子ども・子育て会議で御意見をいただき、適切な基準を定めたいと考えています。

審議いただきたい事項

基準を定めるにあたり、主に乳児等通園支援事業を利用する乳児等の処遇に関する事項について、札幌市が「国基準に上乗せする事項」及び「国基準のまま定めることが妥当かどうか意見をいただきたいと考える事項」について審議をお願いします。

【基本的な考え方】

当事業の実施区分は「一般型」と「余裕活用型」の2つに定義され、適用する基準は次のとおりです。

一般型

余裕活用型以外の事業をいい、
今回定める認可基準を適用する。

余裕活用型

保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等の利用定員が総数に満たない場合（いわゆる「定員割れ」の状態）であって、もとの定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施することをいう。このとき、事業を実施する施設又は事業所の基準を適用する。

つきましては、今回は一般型乳児等通園支援事業の認可基準についての審議をお願いします。

札幌市における認可基準を定めるにあたっての「基本的な考え方」は次のとおりです。

- 1 札幌市が条例で定める認可基準は、国が示す基準を基本とし、国基準を下回る基準を定めないことを考えています。
- 2 保育の質を確保するために必要と判断される下表(次ページ)の項目は、国基準に上乗せした基準を定めることを考えています。
- 3 下表(次ページ)の項目以外については、国基準のまま定めることを考えています。

議題2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る設備及び運営の基準について



一般型乳児等通園支援事業の認可基準（案）

項目		区分	国基準 (令和7年1月14日公布 内閣府令第1号)	札幌市（案）	上乗せ理由
事業者	一般原則		—	<u>運営にあたり暴力団員の支配を受けてはならず、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行う。</u>	保育所等に係る基準と同じ (札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)の基本理念に基づくもの。)
	乳児室の面積	参酌すべき基準	0・1歳児×1.65㎡	0・1歳児× <u>3.3㎡</u>	保育所等に係る基準と同じ (満2歳未満の子がほふくを開始する時期に個人差があり、ほふく開始時期に関する判断を適切に行うことは困難であり、当該判断の誤りによって子どもの安全確保に支障が生じることを避けるため。)
	ほふく室の面積		0・1歳児×3.3㎡		
	乳児等通園支援室・遊戯室の面積		2歳児×1.98㎡	2歳児×1.98㎡	— ※保育所等に係る基準と同じ
職員	配置基準	従うべき基準	0歳児3人につき1人以上 1・2歳児6人につき1人以上	0歳児3人につき1人以上 1・2歳児6人につき1人以上	— ※保育所等に係る基準と同じ
	乳児等通園支援従事者		保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者	<u>保育士の資格を有する者に限る。</u>	保育所等に係る基準と同じ (より高い保育の質を確保するため。)
	有資格者数		乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士		
食事提供	自園調理		食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	食事の提供を行う場合は、 <u>原則自園での調理によるものとし、外部搬入する場合は、以下の場合のみ認める。</u> <u>(1)連携施設</u> <u>(2)家庭的保育事業者等（法人に限る。）又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する法人として市長が認める法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等</u>	保育所等に係る基準と同じ (子どもに対する食事の提供は、発育段階や健康状態、アレルギー等に応じて適切に行う必要があることから、子どもやその保護者と直接的に接している施設長等が責任をもって行うべきであるため。)

※「参酌すべき基準」は地域の実情に応じて上回ることも下回ることも可能な基準をいい、「従うべき基準」は地域の実情に応じて上回ることのみ可能な基準をいう。

議題2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る設備及び運営の基準について



【参考】認可基準の項目（内閣府令との比較）

内閣府令		○：国基準どおり、★：上乘せあり	上乘せ内容
第1条	趣旨	—	
第2条	最低基準の目的	—	
第3条	最低基準の向上	○	
第4条	最低基準と乳児等通園支援事業者	○	
第5条	乳児等通園支援事業者の一般原則	★	暴力団排除に関する事
第6条	乳児等通園支援事業者と非常災害対策	○	
第7条	安全計画の策定等	○	
第8条	自動車を運行する場合の所在の確認	○	
第9条	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件	○	
第10条	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	○	
第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○	
第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	○	
第13条	虐待等の防止	○	
第14条	衛生管理等	○	
第15条	食事	★	自園調理に関する事
第16条	乳児等通園支援事業所内部の規程	○	
第17条	乳児等通園支援事業所に備える帳簿	○	
第18条	秘密保持等	○	
第19条	苦情への対応	○	
第20条	乳児等通園支援事業の区分	○	
第21条	設備の基準	★	乳児室の面積に関する事
第22条	職員	★	従事者・有資格者数に関する事
第23条	乳児等通園支援の内容	○	
第24条	保護者との連絡	○	
第25条	設備及び職員の基準	★（※）	
第26条	準用	—	
第27条	電磁的記録	○	

※内閣府令第25条について

当事業の実施区分は府令第20条において「一般型」と「余裕活用型」の2つに定義される。余裕活用型とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等の利用定員が総数に満たない場合（いわゆる「定員割れ」の状態）であって、もとの定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施することである。余裕活用型については、府令第25条において「余裕活用型で事業を実施する場合、実施する施設又は事業所の基準を適用すること」を定めている。例えば、札幌市の認可保育所で余裕活用型で実施する場合には、既に上表のような乳児室面積や従事者の資格要件等に関する上乘せ基準が適用されているため、結果的に当事業においても国を上回る基準が適用されることとなる。なお、一般型とは余裕活用型以外の事業をいう。